

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法、地方自治法施行令、秋田県財務規則等に基づき秋田県が行う入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

(1) 売却物件の名称及び数量

名称：道路メンテナンス工事等 建設工事発生物件売払い処分

数量：32.073トン

(2) 売却物件の保管場所

大仙市飯田地内（大曲西道路飯田高架橋下ヤード）

仙北地域振興局 敷地内

(3) 売却物件の搬出期限

令和8年10月30日（金）までとする。

(4) 売却物件の搬出条件

売却物件は現場渡しとし、搬出に係る費用の一切を落札者が負担すること。

2 売払に付する条件

(1) 落札者は、県の発行する納入通知書により納期限までに売買代金を納入しなければならない。

(2) 落札者は、売買代金の納付後に、売却物件の引き渡しを受けるものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(3) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱第6条の規定に基づく物品供給業者等登録名簿に登録し、営業種目に古物商・廃棄物処理を登録していること。

4 入札説明書等の交付

入札説明書及びその他様式等については、令和8年9月11日（金）から同年10月1日（木）までの期間、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲載し、配布するものとする。

5 契約条項を示す場所等

契約条項については、令和8年9月11日（金）から同年10月1日（木）までの期間、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

6 提出書類等

本入札に参加しようとする者は、次により書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類等
競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 提出期間
令和8年9月11日（金）から同年9月24日（木）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日を除く。
- (3) 提出時間
午前9時から午後5時まで
- (4) 提出場所
郵便番号014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号
仙北地域振興局総務企画部 総務経理課 総務経理チーム
電話番号 0187-63-5223
- (5) 郵便による場合は、令和8年9月24日（木）午後5時までに(4)に定める場所に必ず到着させること。
- (6) 申請に虚偽があった場合は、参加資格を取り消すものとする。

7 売却物件現物確認の日時及び場所

- (1) 日 時 随時
- (2) 場 所 大仙市飯田地内（大曲西道路飯田高架橋下ヤード）
仙北地域振興局 敷地内
- (3) その他 現物確認を希望される場合は、事前に仙北地域振興局建設部 道路整備課
道路保全チーム（電話番号0187-63-8141）まで連絡をお願いします。

8 入札及び開札の日時及び場所

令和8年10月1日（木） 午前10時00分
大仙市大曲上栄町13番62号 仙北地域振興局庁舎1階 第2会議室

9 入札書の提出方法等

- (1) 入札は原則として入札者又はその代理人が行うものとする。
なお、代理人が入札を行う場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
- (2) 入札者又はその代理人が開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員が身分証明書等の提示を求めることがある。
- (3) 入札書は、封筒に入れ密封し、「売却物件の名称」を記載の上、提出すること。

10 入札及び開札の方法等

- (1) 入札及び開札は、原則として入札者又はその代理人が立ち会いのうえ行うものとする。

る。

(2) 開札に立ち会う場所に持参するもの

- ア 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証など）
- イ 再度の入札に使用する印鑑
- ウ 委任状（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る）

11 入札書の書き換え等の禁止

入札書の書き換え、引き替え及び撤回をすることはできない。

12 入札執行回数等

- (1) 入札執行回数は、3回までとする。
- (2) 当該入札への参加者が1者であった場合でも、入札を執行するものとする。

13 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格以上で最も高い価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 12(1)で定める入札執行回数を行ってもなお、落札者のない場合は入札手続きをやり直すか、又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の高い者を対象者として、随意契約の交渉を行うことがある。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (4) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格以上の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- (5) 16に定める事項に該当した者は、再度入札に参加することはできない。

14 入札書に記載する金額等

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

15 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、契約保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書の担保の提

供をもって代えることができる。

(3) 契約保証金の納付を免除される者

契約保証金については、次の①又は②の書類を契約締結までに提出し、審査の結果、免除と認められた者

① 県を被保険者とする履行保証保険契約証書

② 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、履行したことを確認できる書類（契約書の写し及び支払通知書等の写し）。

(4) 審査資料等提出場所

6(4)に定める場所

16 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

① 委任状を持参しない代理人のした入札

② 6(1)に定める提出書類等を提出しないまました入札

③ 入札公告に定める資格のない者のした入札

(2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(3) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札

(4) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(5) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

(6) 前各号に定めるほか、入札説明書等で指示した条件に違反すると認められる入札

17 契約書の要否

要

18 その他

(1) 当該売却物件について疑義がある場合は、令和8年9月17日（木）まで、仙北地域振興局総務企画部 総務経理課 総務経理チームに文書で提出すること。

(2) 本入札説明書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、秋田県財務規則等の定めるところによる。

19 問い合わせ先

照会及び回答は、原則として書面による。

郵便番号014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号

仙北地域振興局総務企画部 総務経理課 総務経理チーム

(電 話 0187-63-5223)

(F A X 0187-63-6369)